平成２６年（フ）第２５号
川崎市川崎区小田栄２丁目１―６介護老人保健施設葵の園・川崎、住民票上の住所静岡県駿東郡小山町菅沼350番地の11　ヴァンヴェール203
債務者　酒井　徳治
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
川崎市中原区井田３丁目27番13号　グランディ井田103
債務者　入来　芳夫
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
神奈川県綾瀬市深谷上７丁目33番30号
債務者　宮下　祐子（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５５号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン７―３号棟205号
債務者　矢作　静子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７号
静岡市駿河区西島446番地の１　エル・グランシャリオ201号、旧住所静岡市駿河区西島608番地の１　メゾンヴァンベール西島404号
債務者　大嶋あかね
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３号
静岡市駿河区西脇342番地の６
債務者　中村さだ子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４号
愛知県豊橋市南栄町字空池123番地１　１―211、従前の住所愛知県豊橋市北山町44番地の１　204
債務者　新井　光子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２８号
長崎県佐世保市若竹台町155番地
債務者　原田ユリ子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第６号
沖縄県沖縄市胡屋５丁目26番16号　丸中アパートＢ103
債務者　上江洲理恵
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第６３１号
川崎市高津区千年1017番地　コンフォートイースト104
債務者　望月　幹夫
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２８９８号
東京都世田谷区桜丘２丁目21―８―103
破産者　長谷川彩子
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９３２号
東京都台東区台東３丁目３番１号
破産者　有限会社京和高速プリンティングセンター
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９３３号
千葉県船橋市本中山１丁目９―９
破産者　徳原　倉藏
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９３４号
千葉県千葉市花見川区長作町938―２　プレステージ８番館202
破産者　徳原　隆司
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９３６号
東京都江戸川区北小岩６―22―６、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区八重洲１丁目４番20号
破産者　トリックス販売株式会社
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０５７号
東京都荒川区荒川４丁目９―５―203
破産者　内林　義行
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部